8 林業の事業の申告書の書き方･記入例

①林業の申告について

業種が林業（立木の伐採）である場合の申告については、「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書に転記してください。（「一括有期事業総括表」は不要です。）

②賃金総額を正確に算定することが困難な場合、以下の特例による賃金総額の算定が認められています。（記入例では、実際の支払い賃金により、保険料等を算出しています。）

・林業のうち、立木の伐採の事業

所轄都道府県労働局長が定める素材１立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とする。

・林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業

厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額を賃金総額とする。

様式第７号（第34条関係）（乙）

労 働 保 険
一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）

この３部は確定保険料申告の際に記載し、㉕、㉖を提出する。

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	XX	1	01	500101	000

１枚のうち １枚目

事業の名称	事業場の所在地	立木所有者の氏名又は名称及び住所	事業の期間	使用労働者延人員	素材の生産量（立方メートル）	素材１立方メートルあたりの労務費	賃金総額
00山伐採事業	00市00 0-0	00 00 00市 00 Δ-Δ	24年6月7日から 24年7月12日まで	26人	470	円	385,000円
XX山伐採事業	XX市XX X-X	XX XX XX市 XX 0-0	24年6月21日から 24年7月31日まで	28	530		457,000
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
		計		54	1,000		842,000

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

25年 6月 11日

00 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号（ XXX － XXXX ）
住所 00市 00 X-X
事業主 00木材（株）
氏名 代表取締役 00 00
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

代表取締役之印

〔注意〕
①報告書の記載に当たっては、平成19年３月31日までに事業を開始したものと、同年４月１日以降に事業を開始したものとを別葉とすること。
②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険労務士記載欄	作成年月日： 事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊞	

（23.1）

「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）から転記してください。

1円未満の端数は切り捨ててください。

㉒欄 「期別納付額」

概算保険料が20万円以上で延納した場合は3期別に納付額を記入してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書（納付書）に印書されている所在地・名称等は絶対に訂正しないでください。

様式第６号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（１）（表面）

労働保険 概算･増加概算･確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴定コード

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）

①労働保険番号 XX101500101-000

②増加年月日（元号：平成は７） ③事業廃止等年月日 ④常時使用労働者数 1 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除

確定保険料算定内訳 算定期間 平成24年4月1日から平成24年3月31日まで

⑦区分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	
労働保険料	(イ)	
労災保険分	(ロ)	842
雇用保険分 雇用保険法適用者分	(ハ)	
雇用保険分 高年齢労働者分	(ニ)	
雇用保険分 保険料算定対象者分	(ホ)((ハ)−(ニ))	
一般拠出金（注1）	(ヘ)	842

概算･増加概算保険料算定内訳 算定期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

⑪区分	⑫保険料算定基礎額の見込額	
労働保険料	(イ)	
労災保険分	(ロ)	842
雇用保険分 雇用保険法適用者分	(ハ)	
雇用保険分 高年齢労働者分	(ニ)	
雇用保険分 保険料算定対象者分	(ホ)((ハ)−(ニ))	

⑬事業主の郵便番号（変更のある場合記入） ⑭事業主の電話番号（変更のある場合記入）

※個人番号有無区分 ※算定対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分

⑮申告済概算保険料額 50,0

⑯差引 (イ)充当額 (⑱−⑲の(イ)) 円 (ハ)不足額 (⑬の(イ)−⑱) 520 円

(ロ)還付額 (⑱−⑲の(イ)) 円

⑰期別納付額

第1期又は全期一括納期	(イ)概算保険料額（⑱の(イ)÷㉑＋次期以降の⑪未満端数）	(ロ)労働保険料充当額（⑲の(イ)（労働保険料分のみ））	(ハ)不足額（⑬の(ハ)）
	50,520 円	−	+ 520 円
第2期	(チ)概算保険料額（⑱の(イ)÷㉑） 円	(リ)労働保険料充当額（⑲の(イ)−㉒の(ロ)） 円	(ヌ)第2期納付額（(チ)−(リ)）
第3期	(ル)概算保険料額（⑱の(イ)÷㉑） 円	(ヲ)労働保険料充当額（⑲の(イ)−㉒の(ロ)−㉓の(リ)） 円	(ワ)第3期納付額（(ル)−(ヲ)）

㉖加入している労働保険 (イ)労災保険 (ロ)雇用保険 ㉗特掲事業 (イ)該当する (ロ)該当しない

㉘事業 (イ)所在地 00市 00 X-X (ロ)名称 00木材（株）

切りはなさないで下さい。

領収済通知書 労働

※取扱庁名 ○○労働局 ※取扱庁番号 000753311

30841

◎第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。

労働保険番号 XX101500101-000

※会計年度（元号：平成は７）※徴定年度（元号：平成は７）※収納年月日（元号：平成は７）

元号 7 年度 25 項2 元号 7 年度 25 期別 項3 元号 年 月 日 項4

納付の目的
1. 平成 25 年度概算 1 期（全期又は1期）
2. 平成 24 年度確定

※収納区分 62 項5 ※収納機関 項6 ※認決区分 項7 ※徴定 項8 ※データ指示 項9

(住所)〒 ×××-×××× ○○市○○

(氏名) ○○木材（株

※印書された住所、氏名 一切訂正しないでくだ

納付の場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所

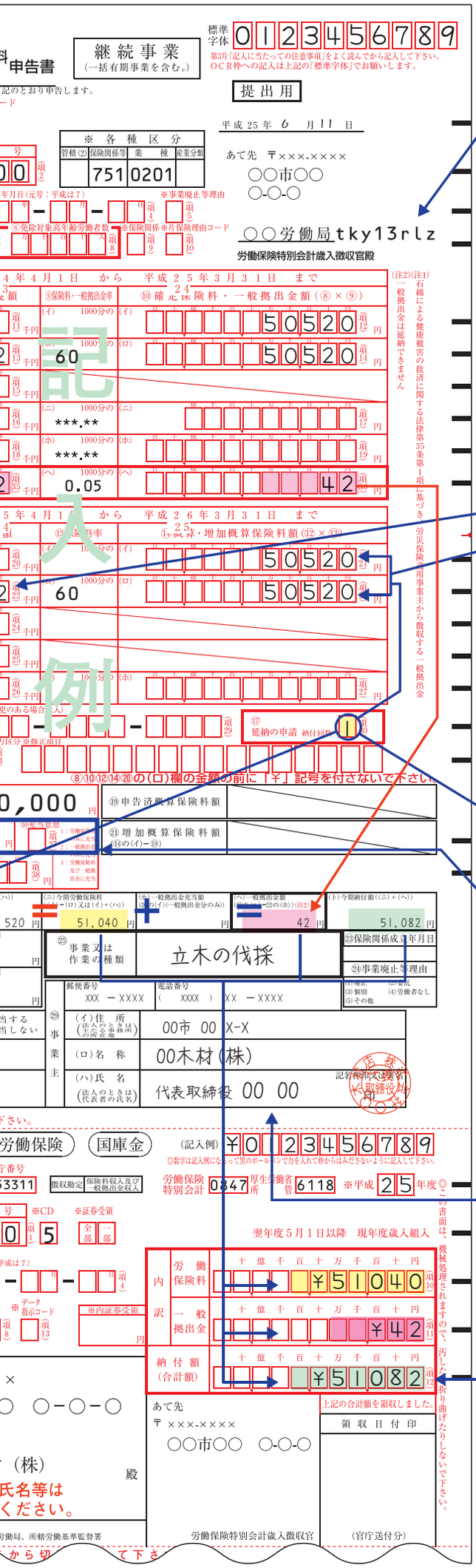

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
29ページの「電子申請による年度更新手続について」をご覧ください。

④欄　「常時使用労働者数」

立木の伐採の事業に該当する場合は、平成24年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。立木の伐採以外の林業は、平成24年度中の１ヶ月平均使用労働者数を記入してください。少数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた数とし、0人となる場合は１人としてください。

〔確定〕

⑧欄　「保険料・拠出金算定基礎額」

⑩欄　「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）から転記してください。

〔概算〕

⑫欄　「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄　「概算保険料額」

平成24年度の実績に照らして算定をしてください。なお、不明の場合は、平成24年度の実績を参考としてください。

また、平成25年度メリット制適用事業場においては、同封の「平成25年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄　納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

⑳欄　差引額

※不足の例　⑱欄の金額より⑩欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 50,000円	−	⑩欄 確定保険料額 50,520円	＝	⑳欄　差引額 (ハ) 不足額 520円

※充当の例　P.16以降を参照してください。

㉘欄、㉙欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名（法人の時は代表者の職名・氏名）記入欄の押印については、記名押印又は事業主の自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※納付額の訂正はできません。（書き損じた場合は、新しい領収済通知書（納付書）により納付してください。）

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
（歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条）

※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。